スマホ口座開設用

個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）提供のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、事業者が税務当局に提出する支払調書にお客さまの個人番号を記載することが義務付けられ、当金庫と一定の取引等をいただく場合は、当金庫へ個人番号の提供をお願いすることがあります。

また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（口座管理法）」により、当金庫へ個人番号の提供をお願いすることがあります。この場合、別途申出により災害時または相続時において、預貯金者の個人番号の利用により預貯金者またはその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となり、あわせて、個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続きにおいて預金者の口座を特定するために利用され得るものとなります。

個人番号を提供していただく場合は、窓口でのお取扱いとなりますので、お手数ですが、お近くの営業店窓口にてお手続きをお願いいたします。

お客さまからご提供いただいた個人番号は、当金庫において以下の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

なお、ご提供後に個人番号を変更された場合には、速やかに当金庫までご連絡をお願いいたします。

個人番号の提供をお願いする主な取引

・預金（普通・定期など）・投資信託・公共債など証券取引全般・マル優　・マル特
・財形貯蓄（年金、住宅）・外国送金・信託取引・その他各種法令に基づく取引 等

※このほか、出資の際にも提供していただく場合があります。

本人確認書類

顔写真付きの公的書類による本人確認（1 点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2 点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

また、申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

個人番号の利用目的

①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
⑧預金口座付番に関する事務のため
⑨住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
⑪災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
⑫本人特定事項および個人情報の正確性の確保に関する事務のため

個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

広島信用金庫

R7.4